

令和3年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和4年1月31日（月）
15:00～16:30 WEB 会議

次 第

- 議 題 1 第3次静岡市行財政改革後期実施計画における
指標（目標収納率）について . . . 資料1
- 議 題 2 令和4年度静岡市債権管理委員会事業計画について . . . 資料2
- 議 題 3 債権の放棄に関する審議について . . . 資料3及び議案書
- 報告事項 債権管理委員会設置要綱の改正について . . . 資料4

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

委員長	副市長	大長	義之
委員	総務局長	渡辺	裕一
同	財政局長	大石	貴生
同	葵区長	前田	誠彦
同	駿河区長	田中	朗
同	清水区長	堀池	明
同	保健福祉長寿局長	杉山	友章
同	子ども未来局長	青野	志能生
同	都市局長	宮原	晃樹
同	上下水道局長	服部	憲文

第3次静岡市行財政改革後期実施計画における指標（目標収納率）

市 税		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.75	97.43	98.22	98.50	98.77	98.82	98.89	98.97
	現年分	99.00	99.11	99.29	99.36	99.41	99.46	99.50	99.52
	滞納繰越分	27.24	28.73	37.94	41.96	42.64	43.01	44.02	45.02
実績又は 見直し後 (%)	合計	97.39 ○	97.98 ○	98.41 ○	98.68 ○	98.94 ○	98.44 ×	98.97 ○	98.97 →
	現年分	99.17 ○	99.26 ○	99.39 ○	99.38 ○	99.49 ○	98.97 ×	99.48 ×	99.52 →
	滞納繰越分	34.38 ○	39.77 ○	41.18 ○	42.22 ○	49.48 ○	46.95 ○	62.24 ○	45.02 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	未達成	(見込) 達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景		現年分は、徴収猶予の申請があり、収納率を引き下げる要因となった。 滞納繰越分は、昨年度に徴収猶予した案件で今年度猶予期間の満了を迎えたものを収納し大幅に上昇した。							
R4目標値設定の理由		新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、徴収業務に及ぼす影響が不透明であり、据え置く。							

国民健康 保険料(税)		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	75.18	76.23	76.90	80.18	81.21	83.81	85.42	85.75
	現年分	90.67	91.64	91.73	91.97	92.67	92.98	93.41	93.41
	滞納繰越分	18.22	18.69	20.22	21.25	21.61	23.49	24.46	24.89
実績又は 見直し後 (%)	合計	75.57 ○	76.77 ○	78.24 ○	80.87 ○	82.93 ○	85.82 ○	86.14 ○	85.75 →
	現年分	90.90 ○	91.50 ×	92.18 ○	93.10 ○	93.46 ○	94.17 ○	93.86 ○	93.41 →
	滞納繰越分	18.84 ○	21.02 ○	21.03 ○	22.52 ○	22.89 ○	24.98 ○	21.41 ×	24.89 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景		現年分は、減免制度が実施されたことにより調定額が減となったため収納率が昨年度並みに推移した。滞納繰越分は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯からの徴収が困難になり収納率を引き下げた。							
R4目標値設定の理由		令和4年度における減免制度の実施が未確定なこと及び景気回復の見込みが不確定であることから、徴収業務に及ぼす影響が不透明であり、据え置く。							

介護保険料		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.71	96.86	96.93	97.49	97.72	98.15	98.33	98.43
	現年分	98.68	98.76	98.79	99.04	99.11	99.35	99.38	99.41
	滞納繰越分	17.42	17.43	17.44	18.24	18.25	22.29	24.05	24.28
実績又は 見直し後 (%)	合計	96.88 ○	97.04 ○	97.30 ○	97.76 ○	98.07 ○	98.36 ○	98.46 ○	98.50 ↑
	現年分	98.76 ○	98.90 ○	99.03 ○	99.24 ○	99.35 ○	99.43 ○	99.38 ○	99.41 →
	滞納繰越分	16.23 ×	17.35 ×	18.02 ○	18.82 ○	22.17 ○	23.81 ○	23.30 ×	24.28 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 上方修正
R3収納率見込みの背景		現年分は、保険料額の改定があったが、滞納整理は概ね順調に進捗し目標値と同率となった。 滞納繰越分は、徴収困難な低所得者の割合が増加したため目標値を下回った。							
R4目標値設定の理由		昨年度、滞納繰越分を上方修正した際に合計収納率は据え置きとしたが、調定見込額から算出した合計収納率に上方修正する。							

市立清水病院 診療収入等		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	91.29	91.29	91.29	91.29	92.84	92.84	92.84	92.84
	現年分	99.04	99.04	99.04	99.04	99.28	99.28	99.28	99.28
	滞納繰越分	9.16	9.16	9.16	9.16	8.67	8.67	8.67	8.67
実績又は 見直し後 (%)	合計	91.15 ×	92.14 ○	92.84 ○	93.47 ○	93.51 ○	93.67 ○	93.64 ○	92.84 →
	現年分	98.89 ×	99.26 ○	99.28 ○	99.44 ○	99.53 ○	99.80 ○	99.26 ×	99.28 →
	滞納繰越分	9.31 ○	9.28 ○	8.67 ×	7.57 ×	7.04 ×	8.23 ×	7.28 ×	8.67 →
目標達成結果		未達成	達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景		現年分は、催告や分納管理等の滞納対策を実施したことにより、ほぼ目標値に近い収納率となった。滞納繰越分は、滞納者の収入減などの影響による分割納付の納付遅延が、目標値を下回る要因の一つであった。							
R4目標値設定の理由		令和3年度の実績推定値の合計は目標値を上回るものの、現年分及び滞納繰越分は目標に達していないこと。また、新型コロナウイルス感染症が、今後の収納業務に及ぼす影響が予測困難なため、据え置く。							

保育料		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	94.91	95.05	95.17	95.33	93.49	92.75	95.01	95.81
	現年分	98.90	98.91	98.92	98.97	98.98	99.09	99.28	99.29
	滞納繰越分	17.90	17.91	17.92	17.93	17.94	23.51	33.53	33.54
実績又は 見直し後 (%)	合計	94.30 ×	94.02 ×	94.16 ×	94.88 ×	95.06 ○	94.73 ○	96.85 ○	97.26 ↑
	現年分	98.91 ○	98.95 ○	98.89 ×	99.07 ○	99.26 ○	99.52 ○	99.53 ○	99.54 ↑
	滞納繰越分	15.27 ×	10.22 ×	16.55 ×	20.00 ○	33.02 ○	37.56 ○	37.90 ○	37.91 ↑
目標達成結果		未達成	未達成	未達成	未達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 上方修正
R3収納率見込みの背景		滞納者の納付意識の向上を図ってきたことで、現年分、滞納繰越分共に前年度を上回る見込みである。							
R4目標値設定の理由		現年分、滞納繰越分共に収納率が令和4年度の目標を上回ったことから、全て上方修正する。							

母子・父子・寡 婦福祉資金貸付 金		前期計画 (H27～H30年度)				後期計画 (R1～R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	滞納繰越分					7.56	7.66	9.66	10.21
実績又は 見直し後 (%)	滞納繰越分	計画未搭載				8.83 ○	12.07 ○	9.13 ×	10.21 →
目標達成結果						達成	達成	(見込) 未達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付の対象である低所得のひとり親世帯の方達の償還が困難になったと考えられ、目標値を下回る見込みである。							
R4目標値設定の理由		令和3年度における目標達成結果が未達成の見込みであるため、令和4年度の目標値は据え置く。							

市営住宅 使用料		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	76.85	77.03	83.46	85.48	89.66	91.45	93.24	95.03
	現年分	95.63	95.85	97.94	99.32	99.62	99.65	99.68	99.71
	滞納繰越分	11.31	11.45	15.67	18.35	21.15	22.35	23.55	24.75
実績又は 見直し後 (%)	合計	80.18 ○	82.92 ○	86.08 ○	90.09 ○	91.49 ○	93.03 ○	94.07 ○	95.03 →
	現年分	97.47 ○	98.73 ○	99.56 ○	99.65 ○	99.76 ○	99.78 ○	99.78 ○	99.71 →
	滞納繰越分	14.06 ○	17.55 ○	18.75 ○	23.31 ○	18.67 ×	20.22 ×	16.22 ×	24.75 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景	収納率の前年同時期比較で、調定額の大きい現年分において好調だった前年度を上回っていることから達成する見込みである。								
R4目標値設定の理由	現年分収納率がR4年度の目標を上回っているが、二年連続で全政令市中1位となる水準であり頭打ち状態のため据え置く。								

水道料金		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.33	96.58	96.76	96.92	96.84	97.01	97.19	97.37
	現年分	98.65	98.83	98.85	98.95	99.06	99.11	99.16	99.21
	滞納繰越分	37.50	38.50	39.50	40.50	27.42	27.44	27.46	27.48
実績又は 見直し後 (%)	合計	96.34 ○	96.38 ×	96.49 ×	96.61 ×	97.12 ○	97.88 ○	97.96 ○	97.37 →
	現年分	98.79 ○	98.91 ○	98.96 ○	99.00 ○	98.98 ×	99.02 ×	98.90 ×	99.21 →
	滞納繰越分	30.19 ×	29.33 ×	27.38 ×	26.57 ×	31.45 ○	41.90 ○	43.85 ○	27.48 →
目標達成結果		達成	未達成	未達成	未達成	達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景	現年分は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響による支払猶予等の申し出により、収納率は前年度実績、目標値を下回る結果となった。 滞納繰越分は、回収不能債権の整理と未収債権を縮減する取組の強化により収納率は上昇した。								
R4目標値設定の理由	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、現年分の収納率が下降しているため、翌年度滞納繰越分の徴収が厳しい状況になること、加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、徴収業務に及ぼす影響が不透明なため据え置く。								

下水道使用料		前期計画 (H27~H30年度)				後期計画 (R1~R4年度)			
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標値 (%)	合計	96.59	96.91	97.09	97.25	97.61	97.76	97.91	98.06
	現年分	98.57	98.77	98.79	98.87	99.00	99.05	99.10	99.15
	滞納繰越分	40.50	41.50	42.50	43.50	36.60	36.80	37.00	37.20
実績又は 見直し後 (%)	合計	96.96 ○	97.17 ○	97.30 ○	97.45 ○	97.57 ×	97.79 ○	97.94 ○	98.06 →
	現年分	98.76 ○	98.85 ○	98.90 ○	98.95 ○	98.96 ×	99.06 ○	99.09 ×	99.15 →
	滞納繰越分	35.93 ×	36.32 ×	36.20 ×	36.93 ×	37.20 ○	39.82 ○	40.80 ○	37.20 →
目標達成結果		達成	達成	達成	達成	未達成	達成	(見込) 達成	目標値 据置き
R3収納率見込みの背景	現年分は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響による支払猶予等の申し出により、収納率は目標値を下回る結果となった。 滞納繰越分は、回収不能債権の整理と未収債権を縮減する取組の強化により収納率は上昇した。								
R4目標値設定の理由	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、現年分の収納率が低調なため、翌年度滞納繰越分の徴収が厳しい状況になること、加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、徴収業務に及ぼす影響が不透明なため据え置く。								

令和4年度静岡市債権管理委員会事業計画

1 会議の開催 定例：3回（5月、10月、1月を予定）

臨時：随時

2 事業内容

(1) 債権管理の総括に関すること

審議・報告時期	項目	対象
第1回	令和3年度滞納整理強化期間実施結果	主要債権
	令和3年度債権管理ヒアリング所管課取組結果	令和3年度ヒアリングにおいて対応すべき課題等が抽出された債権
	令和4年度主要債権取組方針	主要債権（所管局長説明）
	第4次行財政改革新実施計画の取組について	行財政改革新実施計画 登載予定主要債権（所管局長説明）
第2回	令和3年度決算における収入未済額の状況	令和3年度決算で収入未済が生じている全ての債権
	令和4年度滞納整理強化期間実施計画の策定	令和3年度決算で収入未済額の合計が100万円以上の債権
	令和4年度ヒアリング実施結果	令和3年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
第3回	第3次行財政改革実施計画における指標の実績見込み及び第4次行財政改革新実施計画の取組みの確定案について	行財政改革新実施計画 登載予定主要債権（所管局長説明）
	令和5年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	債権の放棄に関する審議について	非強制徴収債権の内、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

上記のほか、主要債権については収入状況の月次報告を求め必要に応じて静岡市債権管理委員会において報告を実施する。また、各債権において実施している債権回収に関する施策の実績、効果の把握についても必要に応じ報告する。

※主要債権：市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、市立清水病院診療収入、水道料金、下水道使用料、生活保護費返還金、同徴収金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・同違約金

(2) 債権の管理に関する研修の実施

No.	開催日	研修内容 (講師)	対象者	令和3年度実績	
				対象課数	参加者数
1	5月下旬	給与又は年金の調査及び差押え (講師：滞納対策課職員)	税務部及び強制徴収公債権所管課職員 ※ <u>新人・新任対象</u>	25 課	31 人
2	6月上旬	①徴収事務・滞納整理事務の基礎—徴収職員の心構え ②債権管理とは ③債権回収に係る滞納者との折衝方法 (講師：滞納対策課職員)	税務部及び初めて未収金の回収に従事する職員 ※ <u>新人・新任対象</u>	44 課	43 人
3	6月上旬	★内容リニューアル 初任者向け滞納整理研修 (外部講師を招聘予定)	税務部及び強制徴収公債権所管課職員 ※ <u>新人・新任対象</u>	26 課	19 人
4	6月上旬	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押 (講師：滞納対策課職員)	税務部及び強制徴収公債権所管課職員 ※ <u>新人・新任対象</u>	25 課	15 人
5	6月中旬	組織的滞納整理における管理監督者の役割 (講師：滞納対策課職員)	税務部及び強制徴収公債権の管理監督者	23 課	16 人
6	7月	適正な債権管理事務とは (エスナビ)	新たに債権管理事務を担当する職員及び新規採用職員 ※ <u>新人・新任対象</u>	全課	2,085 人
7	8月上旬	非強制徴収公債権及び私債権の管理・回収のポイント (講師：弁護士)	非強制徴収公債権及び私債権担当職員 ※ <u>新人・新任及び中堅対象</u>	37 課	24 人
8	8月下旬	検索について (講師：滞納対策課職員)	税務部及び強制徴収公債権所管課職員 ※ <u>中堅対象</u>	27 課	64 人

※研修内容及び開催日については、今後、調整により変更される場合があります。

○静岡市債権の管理に関する条例（抜粋）

（債権の放棄）

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は自治令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合で、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)。

○債権管理委員会の審議後の事務の流れ

3月末まで 市長（又は公営企業管理者）専決 → 不納欠損処分 →
→ 翌年度 9月議会報告

令和3年度 債権の放棄に関する総括表

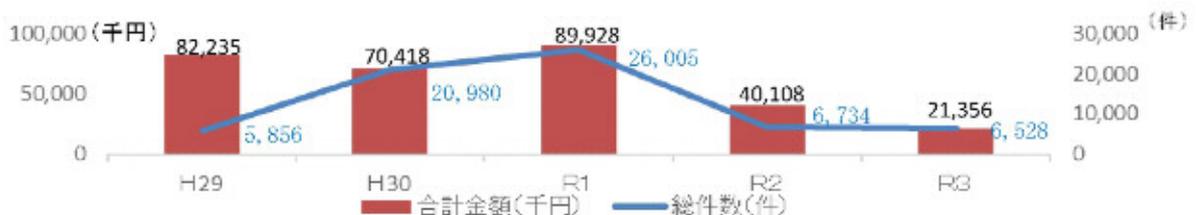
1 債権別・放棄理由別一覧（議案別）

議案番号	債権の名称	法的区分及び消滅時効の期間	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	放棄の理由(第7条該当号)	所管課
1	自動車臨時運行許可番号標失効に係る弁償金	私債権 10年	1	1	1,300	4号	戸籍管理課
2	地域支援事業に係る消費税分返納金	私債権 10年	1	2	3,026	4号	地域リハビリテーション推進センター
3	急病センター使用料(診療収入等)	私債権 3年	5	5	61,530	5号	保健衛生医療課
4	給水使用料(簡易水道)	私債権 2年	1	2	2,560	5号	保健衛生医療課
5	診療収入等	私債権 3年	3	8	172,730	1号	清水病院医事課
6	診療収入等	私債権 3年	36	59	5,417,137	5号	清水病院医事課
7	児童扶養手当過払金	公債権 5年	1	1	69,100	1号	子ども家庭課
8	市営住宅使用料	私債権 5年	1	1	18,300	4号	住宅政策課
9	市営住宅使用料	私債権 5年	1	5	35,100	5号	住宅政策課
10	汚水処理場使用料	私債権 5年	6	7	5,610	4号	住宅政策課
11	住宅費雑入(損害賠償金)	私債権 10年	1	19	608,535	3号	住宅政策課
12	水道料金	私債権 2年	2	8	32,100	1号	お客様サービス課
13	水道料金	私債権 2年	774	3,025	7,982,230	4号	お客様サービス課
14	水道料金	私債権 2年	1,596	3,384	6,725,981	5号	お客様サービス課
15	契約解除に伴う損害金	私債権 10年	1	1	221,184	3号	下水道維持課
計	-	-	2,430	6,528	21,356,423	-	-

2 放棄理由による内訳

放棄の理由(条例第7条該当号)	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	構成比	前年度放棄金額(円)	対前年比
第1号(破産による免責)	6	17	273,930	1.28%	13,394,152	2.05%
第3号(法的手続後の残額)	2	20	829,719	3.89%	7,064,988	11.74%
第4号(徴収停止後相当期間を経過)	783	3,036	8,010,466	37.51%	3,125,144	256.32%
第5号(消滅時効の期間を経過)	1,639	3,455	12,242,308	57.32%	16,523,980	74.09%
計	2,430	6,528	21,356,423	100.00%	40,108,264	53.25%

3 債権放棄の額、件数の推移



債権放棄した額、件数ともに令和元年度をピークに減少している。

令和3年度第3回
静岡市債権管理委員会

議案書

議案第 1 号

自動車臨時運行許可番号標失効に係る弁償金の債権の放棄について

所管課名 戸籍管理課

債権の名称	自動車臨時運行許可番号標失効に係る弁償金
放棄しようとする 債権の額 (内容)	1,300 円及び当該債務の履行遅滞により発生した遅延損害金
人数 (件数)	1 人 (1 件)
放棄の理由	地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、 相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 (静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当) [債権の管理の経過] 1 人 (1 件) 1,300円 督促状の送付や電話催告、自宅訪問を行ったが債務者から支払いがなく、 債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の 措置をとった。

議案第2号

地域支援事業に係る消費税分返納金の債権の放棄について

所管課名 地域リハビリテーション推進センター

債権の名称	地域支援事業に係る消費税分返納金
放棄しようとする 債権の額（内容）	3,026 円 （平成 25 年度支払分 1,771 円、平成 26 年度支払分 1,255 円）
人数（件数）	1 人（2 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経緯〕 1 人（2 件） 3,026 円 債権が発生したとき、既に債務者（法人）の破産手続きが終了し商業登記簿が閉鎖されていた。そのため、当該法人に残余の資産が無いことを破産管財人に確認し、債権金額が少額で取り立てに要する費用に満たないと認められるため、徴収停止の措置を取った。</p>

議案第3号

急病センター使用料（診療収入等）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	急病センター使用料（診療収入等）
放棄しようとする 債権の額（内容）	61,530円（平成30年3月から平成30年12月までの使用料） 【参考】一人当たりの最高額 21,050円 最低額 4,290円
人数（件数）	5人（5件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当） [居所不明] 1人（1件）15,000円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 清水区戸籍住民課に公用照会するも、該当なしと回答があり、居所不明であった。 [その他] 4人（4件）46,530円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 4 号

給水使用料（簡易水道）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	給水使用料（簡易水道）
放棄しようとする 債権の額（内容）	2,560 円 （平成 28 年 12 月・平成 29 年 1 月使用分、平成 29 年 2 月使用分）
人数（件数）	1 人（2 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [その他] 1 人（2 件）2,560 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会 が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 5 号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	172,730 円 （平成 10 年 11 月から平成 29 年 8 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 134,890 円 最低額 11,620 円
人数（件数）	3 人（8 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第 6 号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	5,417,137 円 （平成 8 年 5 月から平成 30 年 10 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 1,131,530 円 最低額 100 円
人数（件数）	36 人（59 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（3 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [居所不明] 2 人（3 件）38,380 円 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも職権消除又は該当がなく、居所不明であった。 [その他] 34 人（56 件）5,378,757 円 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第7号

児童扶養手当過払金の債権の放棄について

所管課名 子ども家庭課

債権の名称	児童扶養手当過払金
放棄しようとする 債権の額（内容）	69,100円 （平成26年11月～平成27年3月過払い分）
人数（件数）	1人（1件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第8号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	18,300 円 （平成 27 年 10 月の納入分）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 1 人（1 件） 18,300 円 督促状の送付、催告を行うも支払がなく、債権額が少額であり、取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第9号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	35,100 円 （平成 27 年 7 月から平成 27 年 11 月までの納入分）
人数（件数）	1 人（5 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 〔その他〕 1 人（5 件） 35,100 円 時効期間が経過した理由は、名義人が死亡し、連帯保証人 2 名も死亡または所在不明となっており、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 10 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	5,610 円 （平成 29 年 3 - 4 月から令和元年 7 - 8 月までの納入分） 【参考】一人当たりの最高額 1,315 円 最低額 540 円
人数（件数）	6 人（7 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 6 人（7 件） 5,610 円 督促状の送付、催告を行うも支払がなく、債権額が少額であり、取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 11 号

住宅費雑入（損害賠償金）の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	住宅費雑入（損害賠償金）
放棄しようとする 債権の額（内容）	608,535 円 （令和元年 8 月から令和 3 年 2 月までの納入分）
人数（件数）	1 人（19 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により、強制執行等の手続きを行ってもなお債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当）</p> <p>〔債権の管理の経過〕 1 人（19 件） 608,535 円 訴訟手続きにより債務名義を取得し、強制執行をしたが、債務者の財産（動産）が換価価値なく、また、債務者の資力回復が見込めないため。</p>

議案第 12 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	32,100 円 （令和元年6月から令和2年3月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 24,540 円 最低額 7,560 円
人数（件数）	2人（8件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	7,982,230 円 （平成 19 年 10 月から令和 2 年 7 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 365,170 円 最低額 540 円
人数（件数）	774 人（3,025 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>1 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号該当 521 人 2,238 件 6,450,700 円 居所不明者は、各区の戸籍住民課に住民登録の公用照会をし、その事実を確認したことにより、徴収停止の措置をとった。</p> <p>2 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号該当 253 人 787 件 1,531,530 円 催告等を行うも支払がなく、債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 14 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	6,725,981 円 （平成 17 年 5 月から平成 28 年 8 月までの検針分） 【参考】一人当たりの最高額 353,270 円 最低額 320 円
人数（件数）	1,596 人（3,384 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） [その他] 1,596 人（3,384 件） 6,725,981 円 時効期間が経過した理由は、折衝機会が得られず、あるいは支払いを拒否されたことによる。時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 15 号

契約解除に伴う損害金の債権の放棄について

所管課名 下水道維持課

債権の名称	契約解除に伴う損害金
放棄しようとする 債権の額（内容）	221,184 円 （平成 31 年度マンホール鉄蓋購入契約解除に伴う損害金）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 4 の規定により、債権の届出等の手続きを行ってもなお債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過] 1 人（1 件）221,184 円 債務者の破産手続き開始の決定を受け、債権の届出を行ったが、破産手続き廃止が決定した。清算すべき財産は残っておらず、また、債務者の資力回復が見込めないため。</p>

静岡市債権管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、庁内の連携、情報の共有等を通じた総括的な債権の管理を行うことにより、本市の債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、もって市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、静岡市債権管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権管理の総括に関すること。
- (2) 債権管理の組織及び体制の整備に関すること。
- (3) 債権管理に係る重要な方針の決定に関すること。
- (4) 債権の処理に係る審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の債権管理に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、委員には総務局長、財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、保健福祉長寿局長、子ども未来局長、都市局長及び上下水道局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

(削除)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事のうち議決を要するものについては、出席した委員の過半数の賛成で決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を調査し、及び研究するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は財政局税務部滞納対策課債権管理担当課長の職にある者を、部会員は別表に掲げ

る職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会で調査し、及び検討する事項に関連する
主管の職員を臨時の部会員として指名し、加えることができる。

5 前条の規定は、検討部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」
とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会
員」と読み替えるものとする。

(作業部会の設置)

第7条 検討部会の部会長は、第2条各号に掲げる事項に係る資料の収集、作成等を行うため、
検討部会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、検討部会の部会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、財政局税務部滞納対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務局総務課長
総務局政策法務課長
総務局人事課長
財政局税務部税制課長
財政局税務部納税課長
財政局税務部滞納対策課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課長
清水病院医事課長
子ども未来局幼保支援課長
子ども未来局子ども家庭課長
都市局建築部住宅政策課長
会計室静岡会計課長
上下水道局水道部お客様サービス課長

(削除)

(削除)